



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道函館市西桔梗町112番地の2
氏 名 株式会社馬場本商店
代表取締役 馬場本 信彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 令和4年1月6日

許可の有効年月日 令和9年1月5日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥, ②廃油, ③廃酸, ④廃アルカリ, ⑤廃プラスチック類, ⑥紙くず, ⑦木くず, ⑧繊維くず, ⑨ゴムくず, ⑩金属くず, ⑪ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑫鋳さい, ⑬がれき類

以上13種類であって, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物に該当するものを含む。なお, 水銀含有ばいじん等に該当するものは含まない。

(2) 積替え又は保管の有無 有

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地: 北海道函館市西桔梗町112番地の2

産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
木くず	47.8 m ²	47.8 m ³	3.0 m
金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光ランプに限り, 水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	1.92 m ²	1.02 m ³	
ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限り, 石綿含有産業廃棄物を含む。)	21.7 m ²	17.2 m ³	

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年1月6日 当初許可年月日

平成11年9月30日 変更許可年月日 紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，がれ
き類の追加

平成18年11月24日 変更許可年月日 積替え又は保管を含む許可に変更

平成30年11月28日 変更許可年月日 汚泥，廃アルカリ，鉦さいの追加

令和4年1月26日 更新許可年月日（第5回）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有